

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

景気対応緊急保証制度について

（周知依頼）

計9枚（本紙を除く）

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。]

Vol.132

平成22年2月15日

厚 生 労 働 省 老 健 局
総 務 課

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3919)

FAX：03-3503-2740

事務連絡
平成 22 年 2 月 15 日

市町村 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

景気対応緊急保証制度について
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年 1 月 28 日の平成 21 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）において決定された「景気対応緊急保証」が 2 月 15 日から開始します。
平成 22 年 2 月 15 日付で、別添の事務連絡を介護保険事業関係団体に対し発出したので、ご承知おきください。

本制度においては、一部例外業種を除き、全業種を対象とされており、医療・介護の業種についても「景気対応緊急保証制度」の対象とされています。

当該制度は、個別の企業が認定基準を満たして市区町村長の認定（認定基準を含む事務は各市区町村の景気対応緊急保証制度の担当課）を受けた場合、信用保証協会の保証のもと、融資を受けることが可能となる制度です。具体的な認定基準、保証内容等については別添 2 を御確認ください。なお、当該制度は平成 22 年度限りのものです。

当該制度の具体的な認定基準、行政内容等のお問い合わせについては、信用保証協会又は各経済産業局まで照会くださいますよう、事業者によろしく周知願います。

事務連絡
平成 22 年 2 月 15 日

介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課

景気対応緊急保証制度について
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年 1 月 28 日の平成 21 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)において決定された「景気対応緊急保証制度」が 2 月 15 日から開始します。

本制度においては、一部例外業種を除き、全業種を対象とされており、医療・介護の業種についても「景気対応緊急保証制度」の対象とされています。

当該制度は、個別の企業が認定基準（当該認定基準については市区町村の景気対応緊急保証制度担当課にお問い合わせください。）を満たし市区町村長の認定を受けた場合、信用保証協会の保証のもと、融資を受けることが可能となる制度です。具体的な認定基準、保証内容、申請手続きに関するお問い合わせは信用保証協会又は各経済産業局までお問い合わせください。

つきましては、貴団体におかれましては、会員事業所等に周知していただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

(参考) 指定業種について

別添 3 に添付いたしました当該制度の指定業種について、各事業が該当する産業分類番号は以下の通りとなります。（指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成 14 年 3 月改訂）にて判断されます。）

1. 介護サービス事業所（2、3 を除く）：75
2. 介護療養施設サービスを行う事業所：73
3. 福祉用具貸与または介護予防福祉用具貸与を行う事業所：88

(別添の案内)

別添 1：景気対応緊急保証制度のパンフレット

別添 2：景気対応緊急保証制度の概要

別添 3：景気対応緊急保証制度の指定業種一覧

中小企業の皆さんへ

中小企業庁

資金繰りを応援する
景気対応緊急保証 が、

2月15日からスタート!

各地の相談窓口に、ご質問・ご相談ください。

What's New !

医療・介護業、小売・卸売業、

製造業、建設業、各種サービス業・・・。

原則として**全業種（※）が対象に！**

（※）農林水産業、金融業など法令上の対象外業種などを除きます。





どのような内容？

- ・22年3月末で期限を迎える「緊急保証」は、新しく「景気対応緊急保証」に生まれ変わり、引き続き22年4月以降もご利用できます。
- ・例外業種を除き、原則として全業種の中小企業を対象とします。
- ・市区町村による対象中小企業の認定方法が改善されます。
 - 2年前と比較して売上等が減少している中小企業も対象となります。
 - 対象業種の指定方法を変更し、市区町村の認定を簡便化します。

【景気対応緊急保証制度の概要】

- 対象企業：指定された業種に属し、売上等の減少について市区町村長の認定を受けた中小企業。
- 保証限度額：無担保8,000万円、担保付2億円
(なお、借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応)
- 保証割合：保証協会100%
- 保証期間：10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率：0.8%以下



どこに問い合わせをするの？

まずは、お近くの金融機関、お近くの信用保証協会、経済産業局等へお尋ねください。

※保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

☆返済猶予など貸付条件の変更についても、ご相談ください。

◆信用保証協会連絡先一覧 <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

◆経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課
TEL 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業金融課
TEL 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課
TEL 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課
TEL 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課
TEL 098-866-1755(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課
TEL 022-221-4922(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課
TEL 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課
TEL 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課
TEL 092-482-5448(直)

◆中小企業庁お問い合わせ先

TEL 03-3501-6280(直)

各種融資制度の情報は？

このほかにもセーフティーネット貸付などの各融資制度がございます。
下記の金融機関のHPもご覧ください。

株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
沖縄振興開発金融公庫

<http://www.jfc.go.jp/>
<http://www.shokochukin.co.jp/>
<http://www.okinawakouko.go.jp/>

■ 概要

- ・ 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定（業種分類を大括り）
- ・ 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- ・ 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加（36兆円）

■ 対象

- ・ 指定業種に属し、売上減少（前年比▲3%）（※）などについて市区町村長の認定
(※)企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少（▲3%）基準を導入

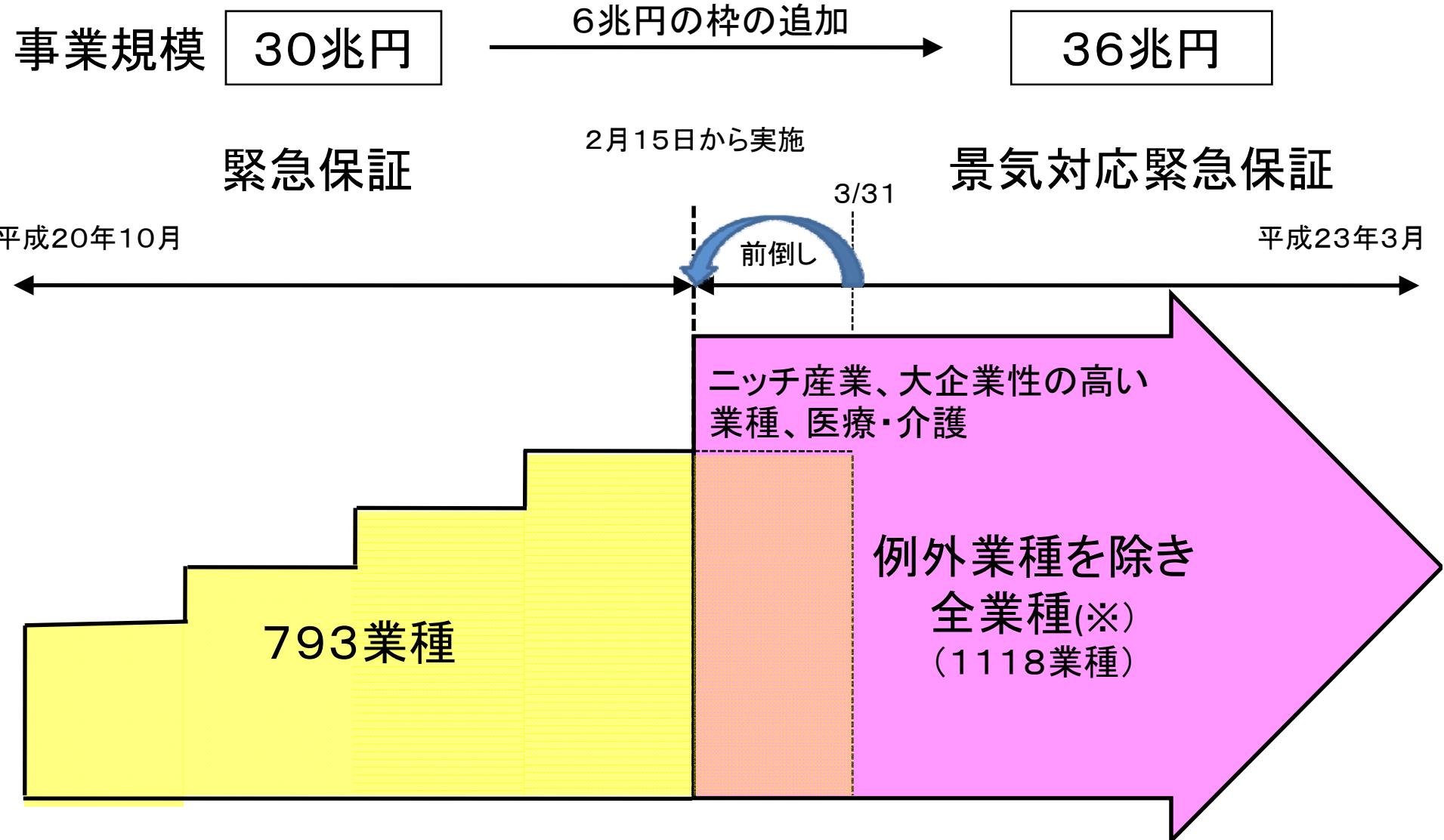
■ 内容

- ・ 保証限度額8,000万円（無担保）、2億円（有担保）
※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- ・ 信用保証協会の100%保証（責任共有制度の対象外）
- ・ 保証期間は10年以内（据置期間は2年以内）
- ・ 保証料率は0.8%以下

■ 保証・融資審査について

- ・ 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。
例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの
経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。
- ・ 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。

景気対応緊急保証の創設



(※) 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等を除き、原則として全ての業種を対象

〈原則として、全業種の中小企業が利用可能な、使い勝手を高めた保証〉

○業種指定

→現行の一般保証でも対象としていない例外業種(※1)を除き、全業種を対象(これにより平成10年の特別保証と同じ「間口(※2)」を確保)

(※1)農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等

(※2)現行の緊急保証の対象業種793から対象範囲が1118業種に拡大

→業種の指定に用いる「分類」を大括り化(細分類(1269)から中分類(97(※))へ)

(※)うち、今回82分類を指定

○企業認定

→業種指定分類の大括り化により、市区町村での企業認定手続きを簡易にし、スピードを速める

→売上比較を前年比減少基準に加え、2年前基準を追加(業況低迷の長期化を考慮)

○保証によるリスク低減に応じた金利引き下げ要請(中小企業の負担を軽減)

景気対応緊急保証の指定業種について 別添3
(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

指定期間：平成20年10月31日～平成23年3月31日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通番	産業分類 中分類番号 (参考)	指定業種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業
24	27	電気機械器具製造業

25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附隨サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

53	56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
54	57	飲食料品小売業
55	58	自動車・自転車小売業
56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
57	60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
58	67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
59	68	不動産取引業
60	69	不動産賃貸業・管理業
61	70	一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
62	71	遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
63	72	宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
64	73	医療業
65	74	保健衛生
66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
67	76	学校教育
68	77	その他の教育、学習支援業
69	78	郵便局（郵便局受託業に限る。）
70	79	協同組合（他に分類されないもの）
71	80	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
72	81	学術・開発研究機関
73	82	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
74	83	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）

75	84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号及び第3号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
76	85	廃棄物処理業
77	86	自動車整備業
78	87	機械等修理業（別掲を除く。）
79	88	物品貯貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
80	89	広告業
81	90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
82	93	その他のサービス業